

2014年中国法院10大知的財産案件の概要

一、知的財産民事案件

1.「360QQ 護衛」ソフトウェアをめぐる商業中傷紛争案件

テンセント科技(深セン)有限公司、深セン市テンセントコンピュータシステム有限公司vs 北京奇虎科技有限公司、奇智ソフトウェア(北京)有限公司の不正競争をめぐる紛争に関する上訴案件[最高人民法院(2013)民三終字第5号民事判決書]

【案件概要】

北京奇虎科技有限公司、奇智ソフトウェア(北京)有限公司(以下、「奇虎公司ら」と並称する)は、テンセント科技(深セン)有限公司、深セン市テンセントコンピュータシステム有限公司(以下、「テンセント公司ら」と並称する)の QQ ソフトウェアに狙いをつけたソフトウェア「360QQ 護衛」を開発し、関連サイトにおいて、「QQ 護衛が QQ ソフトウェアのユーザのセキュリティ性をトータルに守れる」と宣伝し、ダウンロードサービスを提供している。インストールされると、QQ 護衛は自動的に QQ ソフトウェアの健康診断を行い、赤字にてユーザに、「QQ に重大な健康問題あり」と警告を出し、緑字にて一括リカバリを提供すると同時に、「360セキュリティガードがインストールされておらず、コンピュータが危険な状態にある」「QQ セキュリティセンターをアップデートする」「QQ のマイドキュメントのスキヤニングをさせない」を危険項目とする。QQ にあるトロイの木馬型ウィルスを駆除する際に、「360 セキュリティガードをインストールしなければ、トロイの木馬型ウィルスの駆除機能を利用できません」との表示がなされ、かつ、緑色の機能ボタンにて360 セキュリティガードのインストールとダウンロードサービスを提供する。一括リカバリをすると、QQ 護衛では、QQ ソフトウェアのセーフコミュニケーション・インターフェースが、QQ 護衛・インターフェースに置き換えられる。テンセント公司らは、上述の行為が不正競争に当たるとして、訴訟を提起した。広東省高級人民法院では第一審に、奇虎公司らの前述の行為が不正競争行為にあたり、テンセント公司らの営業に狙いを付け、故意に虚偽の事実をねつ造、流布する行為が、同社の営業上の信用及び商品の評判を害し、商業中傷を構成すると判断した。奇虎公司らの公的謝罪、影響解消、そして経済的損害の賠償金及び権利擁護にかかった合理的な費用として総計500万円の連帯支払の判決を下した。奇虎公司らがこれを不服として、上訴を提起した。最高人民法院は第二審において次のように判断した。市場競争において事業者が通常、市場ニーズや消費者ニーズに応じ、自由にビジネスモデルを選定できることは、市場経済において必然的に求められることである。テンセント公司らが採用している無料プラットフォームと広告又は付加価値サービスを結びつけるビジネスモデルは、本件争いが起きた時点のインターネット業によく見られるもので、発展していく中国のインターネット市場の段階的な特徴にも適合している経営パターンであり、不正競争禁止法の原則精神や禁止規定に違反したものではない。テンセント公司らがこれによって商業的利益を図るのは保護を受けるべき行為であり、他者が、不正な妨害によりその正当な権益を害してはならない。奇虎公司らの前述の行為により、QQ ソフトウェアとそのサービスの安全性、完備性が破壊され、正当な経営活動が妨害され、合法的な権益が害された。奇虎公司らの前述の行為は、膨大なQQソフトウェアのユーザ層に依存し、QQソフトウェアとそのサービスをけなす方法で360セキュリティガードの販売促進、普及化を図ることにより、奇虎公司らの市場での取引機会を拡大し、そして市場競争の優位を獲得することが根本的な目的であり、本質としては、

他者の市場の成果を不正に利用して、自分に向けるビジネスチャンスを図ることにより、競争優位を獲得する行為に当たり、誠実信用及び公正競争の原則に違反しており、不正競争を構成する。最高人民法院は上訴棄却、原判決維持の判決を下した。

【典型的な意義】

最高人民法院は本件において、インターネット市場分野での商業中傷行為に対する認定ルールを明確にした。その根本的な要件は、関連事業者の行為が誤解を招く方法によりライバルの営業上の信用又は商品の評判に損害を与えたかどうかである。最高人民法院は、事業者が競争を目的として、他者に関する商業的なコメント又は指摘をするにあたって、特に慎重注意の義務を真剣に履行しなければならず、インターネットの健全な発展のためにも、整然とした市場環境と明確な市場競争ルールが必須条件であり、競争の自由と革新の自由が、他者の合法的な権益を侵害しないことを前提としなければならないと指摘した。最高人民法院は本件において、インターネット市場領域における技術革新、自由競争と不正競争との関係を明確にしており、本件もインターネット企業同士の秩序よい競争、市場での資源配置の最適化の促進に一里塚的な意義を有する。

2. インターネット分野における支配的市場地位の濫用・独占をめぐる紛争案件

北京奇虎科技有限公司vsテンセント科技(深セン)有限公司、深セン市テンセントコンピュータシステム有限公司の支配的市場地位の濫用をめぐる紛争に関する上訴案件〔最高人民法院(2013)民三終字第4号民事判決書〕

【案件概要】

北京奇虎科技有限公司は、テンセント科技(深セン)有限公司、深セン市テンセントコンピュータシステム有限公司(以下、「テンセント公司ら」と並称する)がインスタントメッセージ・ソフトウェア及びサービスの関係市場に支配的市場地位を有すると称し、この支配的地位を濫用し、正当な理由なく取引を制限し、抱合販売を行ったとして、広東省高級人民法院に提訴し、テンセント公司の支配的市場地位の濫用という独占行為の即時停止、奇虎公司に対する経済的損害の賠償金1.5億元の連帯支払の判決を請求した。広東省高級人民法院は第一審において次のように判断した。本件の関連商品の市場が総合インスタントメッセージサービス市場を遙かに超えたものであり、関連地域市場がグローバル市場である。テンセント公司は当該関連市場において支配的地位を有しない。奇虎公司は、本件の関連商品の市場の定義を間違っており、テンセント公司らの関連商品の市場における独占的地位を証明できる証拠を提供していない。ゆえに、奇虎公司の訴訟請求は、事実及び法律根拠が欠如しており、成立しない。同院は、奇虎公司からの訴訟請求を全て却下する判決を下した。奇虎公司がこれを不服として、上訴を提起した。最高人民法院は、経済解析の方法を運用して、本件の関連市場の範囲を改めて画定し、独占として訴えられた行為による実際又はあり得る競合の効果を考察した上、本件現有の証拠では、テンセント公司らが独占禁止法に禁止されている取引制限や抱合販売を実施したと認定できないと判断した。したがって、上訴棄却、原判決維持の判決を下した。

【典型的な意義】

本件は、最高人民法院が審理した1件目の独占案件である。7.4万字に及ぶ判決書に

において、インターネット分野の独占禁止法上の関連市場の画定基準、支配的市場地位の認定基準及び支配的市場地位の濫用行為の分析原則や方法など一連の重要な意義を持つ法律問題が詳述され、独占禁止法令の適用に関する複数の重要な裁判基準を明確にした。濫用行為の分析の考え方として、本件判決に、国際的にも革新的な「行為-競合の効果の評価」という分析のパラダイムを採用し、インターネット分野の関連市場の画定について、国際的にも通用する経済解析の方法を運用しながら、社会学、心理学など複数の学科に及ぶ知識を総合運用して根拠とした。そして、関連市場の画定の働きや価値を深く論述し、関連市場の画定が必須な手順でないことを釈明した。インターネット分野での事業者の市場支配力の認定、特に両面市場の影響に関し、両面市場の事業者の市場支配力に対する影響について深く論述し、案件の具体的な経緯に基づいて両面市場の分析の起点を決定すること、固着した分析のパラダイムは不要であり、そもそも存在しないという考え方を掲げた。本件判決は国内外にも広範な影響をもたらした。産業界、学术界から、法的基準の明確化、インターネット産業の発展を導く模範と手本を確立した判決であると高く評価された。最高人民法院からの判決は「インターネットを真に理解した上での判決」、「中国最高裁判機関から判決において論述された法適用の基準で、世界のインターネット上の独占禁止裁判の手本が立てられ、国際的にも重要な影響を及ぼす」とのコメントを受けた。

3.「宝慶」商標のフランチャイズ経営契約をめぐる紛争案件

南京宝慶銀樓連鎖發展有限公司、江蘇創煜工貿有限公司vs南京宝慶銀樓装身具有限責任公司、南京宝慶装身具総公司のフランチャイズ経営契約をめぐる紛争に関する上訴案件〔江蘇省高級人民法院(2012)蘇知民終字第0154号民事判決書〕

【案件概要】

南京宝慶銀樓装身具有限責任公司(以下、「宝慶装身具公司」という)、南京宝慶装身具総公司(以下、「宝慶総公司」という)は、登録商標「宝慶」シリーズの権利者である。2005年から、南京宝慶銀樓連鎖發展有限公司(以下、「連鎖公司」という)、江蘇創煜工貿有限公司(以下、「創煜公司」という)は宝慶装身具公司、宝慶総公司と一連の提携合意を締結し、フランチャイズ経営で提携を進めた。双方で提携している間、「宝慶」ブランドが大きく発展し、年間数十億元もの売上となったが、合併協議が失敗したため、最終的に提携関係の破局を迎えた。宝慶総公司、宝慶装身具公司是、連鎖公司在複数の違約行為を行っており、かつ、根本的な違約を構成したとして、双方間の提携合意の解除を求める書面を出すと同時に、江蘇省内複数の地方の法院に商標権侵害をめぐる一連の訴訟を提起した。一方、連鎖公司、創煜公司も、合意解除通知の無効確認を求めて法院に提訴した。江蘇省南京市中級人民法院は、双方間で争われるフランチャイズ経営契約をめぐる紛争案件について、宝慶装身具公司、宝慶総公司による本件合意の解除の無効を確認し、連鎖公司のほかの裁判上の請求を却下する第一審判決を下した。双方ともこれを不服として、上訴を提起した。江蘇省高級人民法院は、双方間の争いの発生の原因、連鎖公司在複数の違約行為の性質や程度、違約した連鎖公司在無断出店の数、双方の宝慶ブランドへの寄与度などの要素を十分に考慮した上、双方の利益を適正に釣り合わせ、判決で、双方の提携関係の性質や、宝慶総公司、宝慶装身具公司在権利の限界、連鎖公司在合法的な経営行為における法令上の限界を明確に画定し、第一審裁判の事由として特定された連鎖公司在合理的な宝慶商標の使用範囲を是正した上で、合意解除の無効確認という第一審判決を維持し

た。フランチャイズ経営契約をめぐる紛争案件で確定した裁判のルール(すなわち、連鎖会社が許諾を受けずに、無断で宝慶商標を使用して出店、営業を行った行為は、商標権侵害とあたり、侵害差止、損害賠償を命じる。許諾を受けた分は、連鎖会社が引き続き経営することができる)に従い、第二審法院は双方間の一連の商標権侵害をめぐる紛争についてそれ相応の終審判決を下した。

【典型的な意義】

かかるフランチャイズ経営を基とした提携紛争、特に長期にわたった提携で、ブランドの名声や市場が拡大し、裁判結果次第で双方の重大な利益に影響を及ぼす案件について、法院は、短絡的な裁判方式よりも、司法の知恵を十分に運用し、利益の釣り合いを手引きとして、より理性的な紛争解決思想を採求した。すなわち、契約解除を認めず、双方提携の継続を命じると同時に、判決によって、双方の権利義務関係の境界線をはっきりと画した。一方では、フランチャイザーのフランチャイズ経営資源、特に商標など知的財産に対する絶対的な支配状態を確実に保証し、フランチャイジーが取り決めに従って誠実に経営すべきであり、その権利の範囲を超えてフランチャイザーの知的財産に係る利益を取ることができないことを明確にした。他方では、フランチャイジーが取り決めに従って誠実に経営する場合、フランチャイザーも契約の約定に基づいて許諾を継続し、通常どおりに審査許可をすべきであり、正当な理由なく許諾を拒否し、不当にフランチャイジーの合法的な権益を害してはならないことを明確にした。フランチャイズ経営契約をめぐる紛争の判決で確定した上述の裁判のルールに従って、双方間の一連の商標権侵害をめぐる紛争も適切な対処を受けた。本件の裁判結果により、「宝慶」ブランドの市場に大きな変動がなく、双方の重大な市場利益にもアンバランスが見られなかった。双方とも終審判決について、再審申請をしなかった。

4. ドメイン名「quna.com」先行登録の不正競争をめぐる紛争案件

北京趣拿情報技術有限公司vs広州市去哪情報技術有限公司の不正競争をめぐる紛争に関する上訴案件[広東省高級人民法院(2013)粵高法民三終字第565号民事判決書]

【案件概要】

2005年5月9日に、庄辰超がドメイン名「qunar.com」を登録し、「去哪儿」網を創設した。2006年3月17日に、北京趣拿情報技術有限公司(以下、「趣拿公司」という)が設立された後、庄辰超が「qunar.com」ドメイン名を同社に譲渡した。長年にわたる使用により、「去哪儿」、「去哪儿網」、「qunar.com」などのサービスマークが、有名サービス特有の名称になっている。広州市去哪情報技術有限公司(以下、「去哪公司」という)は、2003年12月10日にその前身が設立され、2009年5月26日付けで現社名に変更され、経営範囲が趣拿会社のそれと近かった。2003年6月6日に、ドメイン名「quna.com」は登記登録が行われ、2009年5月に去哪公司に譲渡された。去哪公司がその後、ドメイン名「123quna.com」、「mquna.com」を登録し、「去哪」、「去哪儿」、「去哪網」、「quna.com」の名称を使って対外宣伝や営業を行った。趣拿公司は、去哪公司の上述の行為が不正競争にあたるとして、去哪公司の不正競争行為の差止、損害賠償金として300万元の支払などの判決を請求した。広州市中級人民法院は第一審において、去哪公司の「去哪」、「去哪儿」、「去哪網」、「quna.com」というサービスマークを使用する行為が、趣拿公司の有名サービスの特有名

称の侵害に、商号に「去哪」という文字を使用する行為が不正競争に、ドメイン名「quna.com」、「123quna.com」、「mquna.com」を使用する行為が、趣拿公司のドメイン名に係る権益の侵害にあたる判断し、去哪公司が上述の商号、サービスマーク、ドメイン名の使用を差し止め、かつ、決められた期限までに上述のドメイン名を趣拿公司に移転し、経済的損害の賠償金として35万元を趣拿公司に支払う旨の判決を下した。去哪公司は、第一審判決を不服として上訴を提起した。広東省高級人民法院は第二審において、次のように判断した。去哪公司が「去哪」商号及び「去哪」標章などを使用する行為は、不正競争行為にあたる。去哪公司がドメイン名「quna.com」に対し合法的な権益を享有し、当該ドメイン名を使用する正当な理由を持っており、「コンピュータネットワークドメイン名に関連する民事紛争案件の審理における法律適用の若干の問題に関する最高人民法院の解釈」第4条の規定によると、不正競争にあたらない。去哪公司がその後登録したドメイン名「123quna.com」、「mquna.com」も、登録、使用を認めるべきである。双方とも、合法的な出所のドメイン名に係る権益を享有しており、認容し合い、尊重し合い、長期にわたって共存すべきである。いずれも経営により知名度が高くなったからといって、他方の存続権利を奪うわけには行かない。反面、他方も悪意をもって知名度の高い方の商業名声に便乗して、不正な商業利益を図ってはならない。そこで、去哪公司は「quna.com」などのドメイン名を継続して使用する権利があるが、ドメイン名に関連する検索のリンクとサイトに、区別できる標章を加えることにより、上述のドメイン名を、趣拿公司の「去哪儿」、「去哪儿網」、「qunar.com」などの知名サービスの特有名称と区別できるようにしなければならない。第二審法院は、第一審判決に下された、去哪公司が「去哪」商号と「去哪」など標章の使用を差し止める旨の判決内容を維持し、去哪公司が「quna.com」などドメイン名の使用を差し止めると共に決められた期限までに上述のドメイン名を趣拿公司に移転する旨の判決内容を取り消し、賠償金額を25万元に調整した。

【典型的な意義】

本件において、ドメイン名近似と商標近似の判断基準及び権利衝突の対処原則を明確にした。去哪公司が使用しているのは先行して登録されたドメイン名「quna.com」である。趣拿公司が、有名サービス特有の名称である「去哪網」を経営しており、ドメイン名「qunar.com」を登録した。2ドメイン名はアルファベット「r」だけの相違で、近似するドメイン名となっているが、法院は、次のようなことを根拠に、長期にわたって共存できると判断した。1つに、世界において一意性が確保されるドメイン名であること。ドメイン名に長さの制限があり、世界で登録できるドメイン名の最大容量が43億を越えない。近似するドメイン名の登録を認めないと定めると、経済学の視点から見ればベネフィットが出ないものになる。2つに、ドメイン名はコンピュータシステムによって識別されること。コンピュータでは、非常に似ているドメイン名も精確に区分けされ、混同することが全くない。電子技術的手段と感覚・感覚器官の精確性における大きな相違が、ドメイン名近似と商標近似の判断基準との違いをもたらした主な理由である。

5.集積回路の回路配置「ATT7021AU」の専有権侵害をめぐる紛争案件

鉅泉光電科技(上海)股份有限公司vs深セン市銳能微科技有限公司、上海雅創電子部品有限公司の集積回路の回路配置の専有権侵害をめぐる紛争に関する上訴案件〔上海市高級人民法院(2014)滬高民三(知)終字第12号民事判決書〕

【案件概要】

集積回路の回路配置 ATT7021AU の設計(以下、「鉅泉回路配置」という)を完了し、回路配置登記証書を取得した鉅泉光電科技(上海)股份有限公司(以下、「鉅泉公司」という)は、深セン市銳能微科技有限公司(以下、「銳能微公司」という)が許諾を受けずに回路配置を複製し、同回路配置を含めた集積回路チップ RN8209、RN8209G(以下、「侵害で訴えられたチップ」という)を製造し、そして上海雅創電子部品有限公司(以下、「雅創公司」という)と侵害で訴えられたチップを販売していることを発見した。鉅泉公司が法院に提訴し、二被告の侵害責任の負担を命じる判決を請求した。銳能微公司与雅創公司が共同して、侵害で訴えられたチップの回路配置は銳能微公司が独自に開発したものであり、登記証書を取得したこと、侵害で訴えられたチップの回路配置が鉅泉回路配置と異なっていること、鉅泉回路配置が独創性のない通常の設計であると主張し、鉅泉公司の訴訟請求の却下を請求した。上海市第一中級人民法院は第一審で、鉅泉公司の侵害差止、損害賠償金及び合理的な費用として合計320万元を支払う旨の判決を下した。鉅泉公司、銳能微公司ともこれを不服として、上訴を提起した。上海市高級人民法院は審理した上で次のように判断した。1つに、集積回路の回路配置における革新の余地が限られているため、回路配置に関する権利侵害の判定の際、2回路配置の構成の同一又は実質的類似の認定に、比較的厳格な基準を採用しなければならないが、それでも侵害で訴えられたチップの対応の回路配置はやはり、鉅泉回路配置における「デジタルグランドオービットとアナロググランドオービットとをつなぐ回路配置」及び「独立昇圧器回路配置」と実質的に類似している。2つに、銳能微公司が本件について提出した証拠資料では、鉅泉回路配置における「デジタルグランドオービットとアナロググランドオービットとをつなぐ回路配置」及び「独立昇圧器回路配置」が通常の設計であることを証明できない。3つに、保護を受ける回路配置における独創性を有する部分はいずれも、回路配置全体に占める比重や役割を問わず、法律から保護されるものである。銳能微公司が鉅泉回路配置の一部複製を行ったのは、私的目的でも、単なる評価、分析、研究、教育などの目的でもなく、新規な集積回路を研究開発して商用利用するのが目的である。銳能微公司が、リバースエンジニアリングによって取得したものでなく、鉅泉回路配置に接触したことを認めたため、侵害で訴えられたチップの回路配置に独創性を有するかどうかを問わず、「集積回路の回路配置保護条例」第23条第(2)号の規定が適用されず、鉅泉回路配置の専有権を侵害した行為にあたる。4つに、侵害確認された2つの部分の回路配置が、侵害で訴えられたチップにおいて確かに中核的、主たる役割を果たしておらず、確かに配置図に占める面積が小さい。また、鉅泉公司の対応の回路配置を直接に複製することにより銳能微公司以節約した研究開発への投入や短縮された研究開発時間を勘案した上で、第一審が情状酌量し、銳能微公司が、鉅泉公司以合理的な支出を含む経済的損害の賠償金として320万元を支払う旨の判決は、不適切でない。そこで、第二審法院は上訴棄却、原判決維持の判決を下した。

【典型的な意義】

本件は、非常に典型的な集積回路の回路配置に関する権利侵害紛争である。本件被告は、集積回路の回路配置に関する権利侵害の判断基準に、類似度の概念を導入すべきであり、集積回路の回路配置に、それ自体の独創的な設計がない前提では、他者の回路配置をフルに剽窃したもの、或いは他者の回路配置と実質的に類似するものに限って、他者の集積回路の回路配置の専有権侵害にあたることを主張していた。第二審法院は、「集積回路の回路配置保護条例」の規定により、権利者の許諾を得ずに、保護を受ける回路配置

における独創性を有する如何なる部分も複製すると権利侵害にあたりと判断した。この侵害判断の基準で、集積回路の回路配置における革新創出への動機づけが強化された。また、本件において、侵害判断の「実質的類似」について、厳格な認定基準を採用した。権利者と競合者の利益の釣り合いを図り、集積回路の回路配置業の健全な発展を促進するための判決である。

6.「網易雲音楽」の情報ネットワーク伝播権侵害に関する訴訟前禁止令をめぐる紛争案件

深セン市テンセントコンピュータシステム有限公司vs広州網易コンピュータシステム有限公司らの音楽著作物の情報ネットワーク伝播権侵害をめぐる紛争に関する訴訟前禁止令案件〔湖北省武漢市中級人民法院(2014)鄂武漢中知禁字第5号、5-1号、5-2号民事裁定书〕

【案件概要】

深セン市テンセントコンピュータシステム有限公司(以下、「テンセント公司」という)は、武漢市中級人民法院に訴訟前禁止令を申し立て、次のようなことを請求した。1.広州網易コンピュータシステム有限公司(以下、「広州網易」という)、網易(杭州)ネットワーク有限公司(以下、「杭州網易」という)、杭州網易雷火科技有限公司(以下、「網易雷火」という)が、申立人が専有著作権を有する「時間はどこに行ったのか」、「愛の供養」、「画心」など623曲の歌のプラットフォーム「網易雲音楽」(music.163.com 及びその PC クライアント、モバイルクライアント)経由の発信を差し止めるよう命令すること、2.中国聯合ネットワーク通信有限公司湖北省分公司(以下、「湖北聯通」という)が、聞き放題データ通信量パッケージサービス「網易雲音楽」の提供を差し止めるよう命令すること、3.広東欧珀モバイル通信有限公司(以下、「広東欧珀」という)が、OPPO ブランド携帯電話へのアプリ「網易雲音楽」の組込行為を差し止めるよう命令すること。テンセント公司は更に、本件の音楽著作物の著作権を有し、それが侵害され、損害を受けた事実を証明する証拠を提出し、担保を提供した。武漢市中級人民法院は次のように判断した。テンセント公司が上述の音楽著作物623曲について法により情報ネットワーク伝播権を有する。5被申立人は、インターネット、モバイル携帯向け聞き放題データ通信量パッケージサービスの「網易雲音楽」、「網易雲音楽」のモバイル携帯向けクライアントへの組込などの方式により、本件音楽著作物を一般に大量に提供することで、テンセント公司の本件音楽著作物に関し法により有する情報ネットワーク伝播権を侵害した疑いがある。しかも、被申立人の一般向けに提供している音楽著作物の数が膨大なため、テンセント公司に経済的に甚大な損害をもたらした。ネットワーク環境において、このような行為を速やかに禁止しなければ、広州網易が他者の権利の不当利用によって取得する市場シェアはさらに速いスピードで伸びてしまい、テンセント公司の利益は補填できないほど害される。各被申立人の、音楽著作物623曲の権利侵害容疑のある一部のネット経由発信行為を禁止しなければならない。そこで、以下のとおり、訴訟前禁止令の発出裁定を下した。1.広州網易、杭州網易、網易雷火は、裁定発効日より、直ちにプラットフォーム「網易雲音楽」を経由して本件623曲の音楽著作物を一般に提供する行為を差し止めること、2.湖北聯通は、裁定発効日より、直ちにそのモバイル携帯電話のクライアントに、聞き放題データ通信量パッケージサービスの「網易雲音楽」のうち、本件623曲の音楽著作物に関するモバイルネットワークサービスを提供する行為を差し止めること、3.広東欧珀は、裁定発効日の翌日から10日以内に、OPPOブランドで型番R830S(契約機種)のモ

バイル携帯電話に組み込まれる「網易雲音楽」クライアント経由でモバイル携帯電話クライアントに本件音楽著作物623曲を発信する行為を差し止めること。差止命令が発出された後、湖北聯通、広東欧珀は直ちに訴えられた行為を差し止めた。広州網易、杭州網易、網易雷火は、差止命令を不服として復議を申し立てたが、武漢市中級人民法院に却下された。復議中、テンセント公司是、訴えられた行為がまだ続いていることを発見したため、書面にて差止命令違反行為の処罰を申立てた。法院は、それ相応の処罰措置を講じた。復議決定書が発出された後、訴えられた行為は差止命令に従って全面的に差し止められた。

【典型的な意義】

近年、ネット産業と音楽産業の融合によって新規なネット上文化伝播のメディアが生まれ、音楽著作物が無限に送り伝えられ、ダウンロードされ、制限を受けずに繰り返してこれを楽しむことができる。音楽を楽しむ一般公衆に利便を与えると同時に、ネット上の海賊版の音楽は、著作権者に補填できないほどの損害をもたらした。本件において、法院は訴訟前禁止令を速やかに発出し、差止命令違反行為に処罰を与えることで、ネット上の海賊版の音楽の摘発、ネット音楽市場の規範化、ネット環境の取締に、実行可能な保護パターンを提供し、司法による知的財産保護の主導的な役割を十分に示した。

二、知的財産行政案件

7. 「稻香村」をめぐる商標登録異議申立て復審行政紛争案件

蘇州稻香村食品工業有限公司vs国家工商行政管理総局商標評審委員会、北京稻香村食品有限責任公司の商標登録異議申立て審判行政紛争に関する上訴案件〔北京市高級人民法院(2014)高行終字第1103号行政判決書〕

【案件概要】

北京稻香村食品グループは、1996年1月に商標「稻香村」(以下、「引例商標」という)の登録出願を出し、1997年5月に登録査定を受け、商標使用を許可されたのが第30類のパイ、餃子、餅、粽、元宵団子などの商品である。許可を受けて、当該商標登録権者は北京稻香村食品有限責任公司(以下、「北京稻香村公司」という)へと名義変更した。2006年7月、蘇州稻香村食品工業有限公司(以下、「蘇州稻香村公司」という)は、第30類のビスケット、パン、菓子などを指定商品として商標「稻香村及び図」(以下、「被異議申立商標」という)の登録出願を出した。被異議申立商標は予備的査定を受け、公告された後、北京稻香村公司から異議を申立てられた。国家工商行政管理総局商標局は、被異議申立商標の登録の許可裁定を下した。これを受けて、北京稻香村公司是審判を申し立てた。商標評審委員会は、被異議申立商標が引例商標と近似する商標であり、被異議申立商標の指定商品が、引例商標の使用を許可された商品と類似する商品であると判断した。蘇州稻香村公司是、ビスケット、菓子など商品において譲受により先に文字「稻香村」、アルファベット「DXC」及び図形の囲みで組み合わせた2商標(以下、「先行取得商標」という)を取得しているが、当該2商標は、被異議申立商標と表現の形において相違が大きい反面、北京稻香村公司的長期にわたって使用されかつ高い知名度を有する引例商標の「稻香村」によく似ている。この登録を許可すると、既に形成された市場の秩序が崩壊し、市場や関連公衆に混同をもたらす可能性が高くなるため、被異議申立商標は、引例商標と、「商標法」第

28条に言う類似商品に使用される近似商標にあたるとして、被異議申立商標の登録を許可しない裁定を下した。蘇州稻香村公司はこれを不服として、行政訴訟を提起した。北京市第一中級人民法院は第一審判決に商標評審委員会の裁定を維持した。蘇州稻香村公司はこれを不服として、上訴を提起した。北京市高級人民法院は第二審において次のように判断した。長期にわたって使用されたことにより、高い知名度を有する北京稻香村公司の商標「稻香村」と、蘇州稻香村公司の先行取得商標との間に、区分できる市場実態と安定な市場秩序がすでにできている。被異議申立商標標章と先行取得商標との相違が大きい反面、北京稻香村公司の引例商標に非常に似ているので、蘇州稻香村公司による被異議申立商標の登録出願は、先に譲受した商標「稻香村」の名声の延長として認められない。ひいては、北京稻香村公司の商標の排他権の範囲への侵入となり、区分できる市場実態とすでにできた安定な市場秩序を崩壊させ、消費者に商品出所の混同誤認をさせてしまう。よって、上訴棄却、第一審判決の維持の判決を下した。

【典型的な意義】

歴史上の理由から、別々の企業において長期にわたって近似する商標が使用されてきた。客観的に市場の枠組みがすでに形成されている中、うちの片方が別途、構成要素の近い商標を出願する場合、商標法第28条を適用して商標近似の判断を行うにあたっては、標章自体の近似度を勘案するほか、商標使用の実態や、使用の歴史、関連公衆の認識の状態、使用者の主観的な状態などの要素に応じ、混同誤認を招く可能性を基準に総合的に判定し、すでに形成された安定な市場秩序の維持に配慮し、短絡的に「商標構成要素の近似」を「商標近似」とみなすことがないようにしなければならない。

8.「竹家庄避風塘及び図」をめぐる商標争議行政紛争案件

上海避風塘美食有限公司vs国家工商行政管理総局商標評審委員会、上海磐石意舟餐飲管理有限公司の商標争議行政紛争提審（提審とは、事件の重大性やその他の原因で上級裁判所が下級裁判所で審理中または審理済みの事件を再審理することを言う）案件〔最高人民法院（2013）行提字第8号行政判決書〕

【案件概要】

上海竹家庄美食有限公司（以下、「竹家庄公司」という）が1999年に、商標「竹家庄避風塘及び図」（以下、「争議対象商標」という）の登録出願を行った。国家工商行政管理総局商標局は、国際分類の第42類「レストラン、バー、飲食店」などを指定役務とし、2000年7月28日付けで登録を承認した。争議対象商標は、竹の図形と漢字の「竹家庄避風塘」から構成される。2010年12月27日、上海磐石意舟餐飲管理有限公司が争議対象商標を譲り受けた。2003年11月11日、上海避風塘美食有限公司（以下、「上海避風塘公司」という）は、次のような理由で、争議対象商標に対する取消申立を行った。1.竹家庄公司是1999年8月1日に、「避風塘」という言葉が「料理名」であることを理由に、第1055861号商標「避風塘 BFT」の取消申立を行い、2回の審判を経て、第1055861号商標が取消された。竹家庄公司是「避風塘」が商標として登録できないとしながら、「避風塘」を争議対象商標の一部として登録出願を行った。第1055861号商標を取消す目的は、争議対象商標の登録障害になるようなものを悪意をもって取り除くことにあると思われる。2.1998年9月15日付けで設立された上海避風塘公司是、努力を重ねて上海飲食業の有名ブランドにな

っている。かつて、第1055861号商標「避風塘 BFT」の使用許諾を受け、そしてこれを譲り受けた。竹家庄公司是、第1055861号商標の取消、争議対象商標の登録をしたのは、いずれも上海避風塘公司に便乗することが目的である。商標評審委員会は商評字〔2008〕第30896号商標争議裁定を行って、争議対象商標を維持した。上海避風塘公司はこの裁定を不服として行政訴訟を提起した。北京市第一中級人民法院は第一審判決において、第30896号商標争議裁定の維持判決を下した。上海避風塘公司は第一審判決を不服として、上訴を提起した。第二審中、上海避風塘公司は最高人民法院(2007)民三監字第21-1号民事裁定書を法院に提示した。北京市高級人民法院は審理の上、次のように判断した。(2007)民三監字第21-1号民事裁定書は、「避風塘」が上海避風塘公司において既に使用されておりかつ一定の影響力を有する商標になった具体的な時間を明確にしていないことから、争議対象商標の登録が、上海避風塘公司において既に使用されておりかつ一定の影響力を有する商標を不正の手段により抜け駆け登録する行為に当たると、証明することができない。第二審において、上訴棄却、原判決維持の判決を下した。上海避風塘公司がこの判決を不服として、最高人民法院に再審を申し立てた。最高人民法院は提審をした上で、次のように判断した。第1055861号商標「避風塘 BFT」の取消と、争議対象商標の登録とは関連性がない。上海避風塘公司は商標争議行政手続中に、争議対象商標が企業の名称権を侵害したと主張していない。また、「避風塘」という言葉は、上海避風塘公司の商号でありながら、「台風を避けるための港湾」や、「ある種の風味料理又はおかずの調理法」という意味も持っている。したがって、上海避風塘公司は、企業の名称権をもって上述の意味での「避風塘」という言葉の正当な使用を禁止することができない。「避風塘」という言葉よりも、争議対象商標に含まれる文字「竹家庄」や竹の図形のほうが、商品や役務の出所のマークとしての役割を果たしている。要するに、争議対象商標の登録、使用は、関連公衆の混同、誤認を招くことがなく、上海避風塘公司の企業名称権の侵害にあたらぬ。第二審判決の維持判決を下し、上海避風塘公司の再審請求を棄却した。

【典型的な意義】

本件は、知的財産案件の審理において如何にして、知的財産権利者の利益保護と一般公衆の利益擁護を適切に扱うかに係る案件である。本件において、取消申立人は争議対象商標の登録が企業名称権を侵害したと主張しているが、取消申立人の商号が文字符号として、一般に広く認識されるほかの意味も同時に持っていることから、取消申立人には、他者がこの文字符号をほかの意味として使用することを禁止する権利がない。また、本件の争議対象商標には、顕著な識別的特徴を有する別の符号も盛り込まれており、消費者に混同誤認を生じさせる可能性がより低くなる。本件は、知的財産権利者の権利と一般公衆の権利の境界線を画定し、標章的知的財産の権利者が「符号による囲い込み」を利用して公的領域に侵入することを防ぐには、積極的な意義を持っている。

9.「乳腺増殖性疾患の治療薬の組合せ物及びその作製法」をめぐる発明専利権無効宣告行政紛争案件

北京亞東生物製薬有限公司vs国家知識産権局専利審判委員会、山東華洋製薬有限公司の専利行政紛争再審申立案件〔最高人民法院(2013)知行字第77号行政裁定書〕

【案件概要】

北京亜東生物製薬有限公司(以下、「亜東製薬公司」という)が「乳腺増殖性疾患の治療薬の組合せ物及びその作製法」という名称の発明専利(以下、「本専利」という)の専利権者である。山東華洋製薬有限公司が、証拠1、証拠3として、「薬典」で公開された「乳塊消錠剤」の効能、処方及び顆粒剤の関連作製法を提示し、本専利について無効宣告請求を申し立てた。専利審判委員会では、本専利に進歩性がないと認定した第15409号決定を下し、全部無効とした。亜東製薬公司はこれを不服として、行政訴訟を提起した。北京市第一中級人民法院は、証拠1の臨床的有効率が本専利以下であることを証明する公証書である反証4によると、本専利の顆粒剤の総有効率が95.70%、証拠1の錠剤の総有効率が89.32%であり、本専利の請求項1には顕著な進歩があると判断し、第15409号決定の取消判決を下した。専利審判委員会はこれを不服として、上訴を提起した。北京市高級人民法院は、第一審判決取消、第15409号決定維持の第二審判決を下した。亜東製薬公司はこれを不服として、再審を申し立てた。最高人民法院は、次のように判断した。反証4が総有効率の具体的な測定法を公開していない状態では、反証4の総有効率は本専利のそれと同じ効果と同じ数量で同じ測定法によって行われたものと認定することができず、上述の比較データは、本専利に、臨床的な治療効果における顕著な進歩があったかどうかを証明することができない。上述の比較データを認めるとしても、本専利の顆粒剤の作製時に、減圧乾燥のステップが省かれたため、薬物の活性成分への影響も低下することから、当業者は、減圧乾燥のステップが省かれて薬物の全体の有効率の向上につながると合理的に予見できる。専利権者は証拠を持って、当業者の合理的な予見を上回ったことを証明していない。よって、亜東製薬公司の再審申立を棄却した。

【典型的な意義】

本件において、最高人民法院は、明細書に記載されていない技術的貢献を、専利権による保護を求める根拠としてはならないこと、発明に予見できない技術的効果があるかどうかを判断するにあたって、発明に記載する技術分野の特徴、特に技術的効果の予見可能性、従来技術に存在する技術的示唆などの要素を総合して考慮すべきことを明確にした。さらに、区別的な技術特徴の認定を行うには、請求項に記載する技術的特徴に基づくべきことも明確にした。本件の裁判は、薬物関連専利の権利付与・権利確定をめぐる行政紛争の審理に、指針となるほど重要な意義を持っている。

三、知的財産刑事案件

10.周志全ら7名による「思路サイト」経営をめぐる著作権侵害罪案件

被告の周志全ら7名による著作権侵害罪案件〔北京市第一中級人民法院(2014)一中刑終字第2516号刑事裁定书〕

【案件概要】

被告の周志全が2008年8月に、思路サイトを経営する北京心田一品科技有限公司を登録、設立した。思路サイトの傘下には、ポータルサイト(アドレス www.siluhd.com)、思路掲示板(アドレス bbs.siluhd.com)が設けられ、HDstar 掲示板(アドレス www.hdstar.org)を思路サイトの inside-plant としている。被告の周志全は、2009年1月から2013年4月にかけて、被告の蘇立源、曹軍、賈晶洋、李賦然らを雇用し、著作権者の許諾を得ずに、会員制

により、他者が著作権を有する大量の映画やテレビ、音楽などの著作物を torrent file 形式で HDstar 掲示板にアップロードさせ、2.6万余りの登録会員によるダウンロードに供するとともに、思路サイトに広告を投下し、サイト登録招待コードやVIP会員資格を販売して、金儲けを行った。被告の寇宇傑は2012年5月から2013年4月にかけて、被告の崔兵らを雇用し、著作権者の許諾を得ずに、他者が著作権を享有する映画を4000点余りのハードディスクに複製し、淘宝网のネットショップでこれを販売した。北京市海淀区人民法院は第一審において、次のように判断した。被告の周志全は、被告の蘇立源、曹軍、李賦然、賈晶洋を雇用し、著作権者の許諾を得ず、営利目的で情報ネットワークを通じて他者の著作物を伝播させ、「情状が特に深刻」にあたる。被告の寇宇傑は、被告の崔兵を雇用し、著作権者の許諾を得ず、営利目的で他者の著作物を複製、発行させ、「情状が特に深刻」にあたる。上述の被告の行為は、いずれも著作権侵害罪にあたり、処罰しなければならない。法院は、共同犯罪における各被告の役割、罪を認める態度に応じ、法により処罰を軽くし、軽減するか、執行猶予を適用して、各被告にそれぞれ1年から5年の有期懲役と罰金などの併科を言い渡した。第一審判決が言い渡された後、被告の蘇立源、寇宇傑が上訴を提起した。北京市第一中級人民法院は第二審において、上訴を棄却し、原判決を維持した。

【典型的な意義】

思路サイトは「中国最大のデジタル高画質ポータルサイト」、国内一番のブルーレイディスク高画質サイトと称されている。管理層にはIT業のエリートが何名も集い、記録された被告は全員大学学歴である。高画質ニュースや高画質映画を掲載するこのサイトが、表向きはブルーレイ技術を紹介する普通のサイトだが、そのリンク先の「HDstar 掲示板」に、大量のブルーレイ高画質フォーマットの海賊版映画やテレビドラマが存在し、利用料金を支払えばダウンロードできる。ネット上に氾濫している海賊版の高画質映画は、思路サイトを出处とするものが少なくない。各ルートに通じて、思路サイトは大量の登録ユーザをひきつけて、国内で一番名高い海賊版の高画質映画サイトとなっている。本件の判決は、インターネット環境における著作権関連の犯罪摘発や知的財産の保護に、重要な役割を持っている。

出所：

2015年4月20日付け中華人民共和国最高人民法院ウェブサイトを基にJETRO北京事務所日本語仮訳を作成

<http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-14202.html>

※本資料は、中国語原文の日本語仮訳であり、翻訳の正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承ください。